

募集

子供スポーツ交流会参加者

問 生涯学習課
☎ 823-9217
☎ 823-9256

日時※7月19日(日)9時開会(8時30分〜受付)

場所※海田中学校

種目※グラウンド・ゴルフ

※全学年混合、男女混合可
チーム編成※チーム選手6名(小学生)・監督・採点者各1名(18歳以上の大人)

参加費※1チーム1,000円

監督会議※7月2日(木)19時〜(場所 海田公民館3階 視聴覚室)※各チーム1名以上、必ず参加してください。

申し込み※6月30日(火)までに、参加費を添えて生涯学習課へ
その他※当日の駐車は、各チーム1台までとします。(駐車券を発行します) 詳細については、生涯学習課へ問い合わせてください。



お知らせ

今月の住民課窓口休日開庁日

問 住 民 課
☎ 823-9205
☎ 823-9627

今月の休日開庁日※6月13日(土)

開庁時間※8時30分〜17時15分

業務内容※住民票、戸籍関係証明書の発行、印鑑登録および証明書の発行、旅券(パスポート)の交付(受領証持参)

※転入・転出、転居などの住民票の異動や旅券(パスポート)の発給申請などの受け付けはできません。

※印鑑登録は、写真付身分証明書(運転免許証など)を持参できない場合、即日登録はできません。

海田東公民館
証明書発行コーナー開設中

問 住 民 課
☎ 823-9205
☎ 823-9627

開設日時※毎週月〜金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分〜17時15分

所得の申告をお願いします

問 税 務 課
☎ 823-9204
☎ 823-9627

国民健康保険の加入者、またはそ

の世帯主の前年所得が不明の場合、世帯主へ「国民健康保険税賦課に関する所得調査について」という調査票を6月上旬に送付します。調査票が届いた人は6月末までに必ず申告をお願いします。

※世帯主本人が国民健康保険に加入していないくても、世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主の所得申告が必要です。

※無収入の人や税法上の被扶養者であつても申告は必要です。

○所得のない人(給与・アルバイト収入が年間65万円以下の人を含む)は、同封の調査票に記入・押印のうえ、返送してください。

○所得のある人(給与・アルバイト収入が年間65万円を超える人)は、次のものを持って税務課窓口で申告してください。

・印鑑
・平成26年中の収入額が分かるもの(源泉徴収票など)

・社会保険料控除や生命保険料控除を受ける場合は、その控除証明書。申告がない場合は、保険税の軽減対象になる世帯でも軽減されず、保険税が高いままとなる場合があります。また、多額に医療費を支払ったときに支給される高額療養費についても、上位所得者と判定され支給額が大幅に減少する場合がありますので、必ず申告してください。

・所得のある人(給与・アルバイト収入が年間65万円を超える人)は、次のものを持って税務課窓口で申告してください。

ぜひご参加ください。

上映作品※四十九日のレシピ
日時※6月27日(土)

午前の部 10時30分〜
午後の部 14時〜

場所※エソール広島 二階多目的ホール
チケット代※1,500円(フッキー飲み物つき)

※取り扱いは、エソール広島にて
その他※無料託児があります。(要予約)
バザーや各種展示等をお楽しみ下さい。

戦没者等のご遺族の皆様へ
第十回特別弔慰金が支給されます

問 社会福祉課
☎ 823-9207
☎ 823-9627

対象者※戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の父母など) がない場合に次の順番による先順位のご遺族のお一人

1 平成27年4月1日までに戦勝病者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2 戦没者等の子
3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者と生計関係を有していた方
4 1〜3以外の戦没者等の3親等

事業主(給与支払者)・従業員(納税義務者)の皆さんへ
個人住民税(町・県民税)は特別徴収で納めましょう

問 税務課収税対策室
☎ 823-9226
☎ 823-9627

県と県内すべての市町では、個人住民税特別徴収の適正化に取り組んでいます。

●特別徴収とは

事業主が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて、従業員に代わって町へ納入する制度です。事業主には特別徴収義務者として、原則すべての従業員(パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含む)について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

事業主には所得税のように税額計算や年末調整をする手間はかかりません。町が税額計算を行い、事業主に対し、従業員ごとの税額をあらかじめ通知します。

●従業員のメリット

・金融機関に向向いて納税する手間が省け、納付を忘れて延滞金がかかる心配がありません。
・特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収(個人での納付)に比べて1回あたりの負担が少なくて済みます。

内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容※額面25万円、5年償還の記名国債
請求期間※平成28年3月31日まで

看護職のための就業支援相談会

問 (公社)広島県看護協会
ナースセンター事業部
☎ 293-9786
☎ 295-6749

看護職として現場復帰を考えている人を対象にキャリアのある看護職が無料で相談に応じます。

日時※6月30日(火)9時30分〜11時30分

場所※安芸区総合福祉センター1階相談室(安芸区船越南3丁目2-16)

対象※看護職として職場復帰を考えている人

申し込み※不要
※詳しくは(公社)広島県看護協会 ナースセンター事業部まで

「ひろしま環境の日」
(毎月第1土曜日)

一斉に取り組む
実践行動

6月6日(土)

買い物にはマイバッグ
を持参しよう!
〜6月は環境月間!〜

INFORMATION

6月 June						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 July						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	